

四日市市告示第315号

都市緑地法（昭和48年法律72号）第55条第9項の規定により、次のとおり、市民緑地の公告をする。

平成28年 5月23日

四日市市長 田 中 俊 行

- 1 市民緑地の名称 市民緑地 すがわら「とおoryんせ」
- 2 市民緑地の区域 四日市市菅原町字北浦 552, 552-1, 553, 554, 569, 570,  
571, 572, 573, 574, 575, 576, 584,  
585, 588, 588-1, 589
- 3 市民緑地の管理期間 平成27年7月27日から平成33年3月31日まで

（市民緑地としての開設年月日は公告日と同日とする）

（都市整備部都市計画課）